

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	西ノ島町 軽自動車税システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西ノ島町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

西ノ島町長

公表日

平成27年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係業務
②事務の概要	地方税法に基づき、必要な事項を記載した申告書、報告書の提出を受け、軽自動車等の管理を行っている。 それらを基に軽自動車税額を算出し、軽自動車税の賦課を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税車両情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西ノ島町町民課
②所属長	町民課長 桶谷昌史
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西ノ島町総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	08514-6-0101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

